

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年5月14日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 予防接種法上の義務違反について

本件請求において、請求人は、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について、「実施機関は」「住民の安全を確保する義務を負っている。しかし、他自治体において接種後の死亡・重篤な被害報告が多数確認されている状況下でも、横浜市独自の被害実態調査（死亡届との名寄せ調査等）を意図的に回避し、重大な副反応情報を市民に適切に周知していない」と述べています。

このことから、請求人は、横浜市が新型コロナウイルスワクチンに関する調査の実施及び情報の周知を行っていないことについて、違法であると主張しているものと解されます。

しかし、法第242条第1項の規定によれば、住民監査請求の対象は、財務会計上の行為又は怠る事実限定されているところ、請求人が違法だと主張する行為はこれらのいずれにも該当しないため、財務会計上の行為又は怠る事実を摘示しているとは認められません。

また、請求人は、「請求人が被った営業損失について、法的義務違反を認め、適切な賠償措置を講じること」と主張しています。

しかし、判例によると、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである」（平成6年9月8日 最高裁判所判決）としています。

住民監査請求は、違法な財務会計上の行為等を防止、是正する等により地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であり、個人の権利利益を保護するためのもではありませんが、請求人の主張は、自己の個人的利益の補填を求めるものであり、住民全体の利益の確保を目的とする住民監査請求制度の趣旨に沿うものとは認められません。

したがって、本件請求において、請求人が、横浜市の違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実について主張しているとは認められず、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等の摘示があったものと解することはできません。

2 損害賠償義務の発生による市への損害の可能性について

請求人は、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について、「実施機関の」「不誠実な対応」が「将来的な国家賠償訴訟における敗訴リスクを高め、延滞利息等の発生を含め、市に多額の公金支出（損害）を強いる原因となっている」と述べています。

法第242条第1項では、住民監査請求の対象とされる行為について、現に行われていない行為だとしても、「当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む」と規定しています。しかしながら、判例によると「当該行為がされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもつて客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である」（平成23年1月14日大阪地裁判決）としています。

請求人の主張は、将来の危険性を請求人本人の考え方に基づいて述べたものにとどまり、危険性が客観的に推測される程度の具体性を備えた事実を摘示しているものではありませんので、「当該行為がなされることが相当な確実さをもつて予測される場合」に該当するとは認められません。

したがって、本件請求において、請求人が、横浜市の違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実について主張しているとは認められず、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等の摘示があったものと解することはできません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。